

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
← 厚生労働省 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令の公布について
計9枚（本紙を除く）

Vol.498

平成27年9月30日

厚生労働省老健局

介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164)
FAX：03-3503-2167

老発 0930 第 3 号
平成 27 年 9 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令の公布について

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成 27 年政令第 342 号）」が本日公布され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されることとなる。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

公務員等を厚生年金保険に加入させるための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）」及び平成 24 年一元化法により廃止された共済年金の職域部分に代わる新たな 3 階部分の年金制度を創設するための「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 97 号）」が平成 27 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、所用の改正を行うもの。

第 2 改正内容（介護保険法施行令に関する部分に限る。）

（1）特別徴収に関する年金に係る改正

平成 27 年 9 月 30 日まで（平成 24 年一元化法施行前）に既に給付事由の生じた共済

各法による障害共済年金及び遺族共済年金については、引き続きこれらの給付が支給され、平成 27 年 10 月 1 日以降は原則として厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金が支給されることとなる。ただし、年金の計算の基礎となる期間に恩給期間が含まれる場合は特例として障害共済年金及び遺族共済年金が支給されることとなる。

① 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

- ・厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金（第 2 号厚生年金実施機関（国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会）が支給するものに限る。）
【平成 27 年 10 月 1 日以降に給付事由が生じた年金】
- ・平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金【平成 27 年 9 月 30 日までに給付事由が生じた年金】
- ・平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
【恩給期間を有する者に対する平成 27 年 10 月 1 日以降の特別な給付】

※従来の職域部分に代わる新たな 3 階部分の給付は、対象外とする。

② 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

- ・厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金（第 3 号厚生年金実施機関（地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会）が支給するものに限る。）【平成 27 年 10 月 1 日以降に給付事由が生じた年金】
- ・平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金【平成 27 年 9 月 30 日までに給付事由が生じた年金】
- ・平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
【恩給期間を有する者に対する平成 27 年 10 月 1 日以降の特別な給付】

※従来の職域部分に代わる新たな 3 階部分の給付は、対象外とする。

③ 私立学校教職員共済による障害共済年金及び遺族共済年金

- ・厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金（第 4 号厚生年金実施機関（日本私立学校振興・共済事業団）が支給するものに限る。）【平成 27 年 10 月 1 日以降に給付事由が生じた年金】
- ・平成 24 年一元化法附則第 79 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金【平成 27 年 9 月 30 日までに給付事由が生じた年金】

※従来の職域部分に代わる新たな 3 階部分の給付は、対象外とする。

※恩給期間を有する者に対する平成 27 年 10 月 1 日以降の特別な給付は存在しない。

(2) 特別徴収対象年金の範囲

特別徴収の対象となる老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金は以下のとおりであり、下線部が今般新設・改正されたものである。

- ①国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法附則第9条の3第1項による老齢年金
- ②国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
- ③厚生年金保険法による障害厚生年金及び遺族厚生年金
- ④旧厚生年金保険法（昭和60年国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金
- ⑤旧船員保険法（昭和60年国民年金等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。以下同じ。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金
- ⑥平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑦平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑧国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下「昭和60年国共済法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国共済法」という。）及び昭和60年国共済法等改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑨平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑩平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑪地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年地共済法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）及び昭和60年地共済法等改正法第2条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑫平成24年一元化法附則第79条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑬私立学校共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑭移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下「平成13年厚生農林統合法」という。）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

- ⑮移行農林年金（平成 13 年厚生農林統合法附則第 16 条第 6 項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

（3）特別徴収の優先順位

同一の特別徴収対象被保険者について、2つ以上の年金を受給中の場合は、政令で定める順序に従い、先順位の老齢等年金給付について保険料を徴収することとしている。優先順位については従来より、「年金保険者による優先」を第 1 順位、「年金種別による優先」を第 2 順位、「新旧・対象人数」を第 3 順位としている。なお、年度途中で優先順位の高い年金が裁定された場合であっても、翌年度の 9 月 30 日までは、現に徴収している年金からの特別徴収を行うこととされている。

今般の政令改正踏まえた特別徴収の優先順位は以下のとおりであり、下線部が改正部分である。

- ①国民年金法による老齢基礎年金
- ②旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- ③旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- ④旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- ⑤旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号。以下「平成 8 年改正法」という。）附則第 16 条第 3 項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑥国民年金法による障害基礎年金
- ⑦厚生年金保険法による障害厚生年金 （政府が支給するものに限る。）
- ⑧旧国民年金法による障害年金
- ⑨旧厚生年金保険法による障害年金
- ⑩旧船員保険法による障害年金
- ⑪ 平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（平成 8 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑫旧国共済法による障害年金（平成 8 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑬国民年金法による遺族基礎年金
- ⑭厚生年金保険法による遺族厚生年金 （政府が支給するものに限る。）
- ⑮旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
- ⑯旧船員保険法による遺族年金
- ⑰ 平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金（平成 8 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑱旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成 8 年改正法附則第 16 条第 3 項

- の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)
- ⑰旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（⑤に掲げる年金を除く。）
 - ⑱厚生年金法による障害厚生年金（第2号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ⑲平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（⑪に掲げる年金を除く。）
 - ⑳平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金
 - ㉑旧国共済法による障害年金（⑫に掲げる年金を除く。）
 - ㉒厚生年金保険法による遺族厚生年金（第2号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ㉓平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金（⑬に掲げる年金を除く。）
 - ㉔平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金
 - ㉕旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（⑭に掲げる年金を除く。）
 - ㉖移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
 - ㉗移行農林共済年金のうち障害共済年金
 - ㉘移行農林年金のうち障害年金
 - ㉙移行農林共済年金のうち遺族共済年金
 - ㉚移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金
 - ㉛旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
 - ㉜厚生年金法に基づく障害厚生年金（第4号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ㉝平成24年一元化法附則第79条第1項に規定する給付のうち障害共済年金
 - ㉞旧私学共済法による障害年金
 - ㉟厚生年金法に基づく遺族厚生年金（第4号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ㊱平成24年一元化法附則第79条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金
 - ㊲旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
 - ㊳旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
 - ㊴厚生年金保険法による障害厚生年金（第3号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ㊵平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金
 - ㊶平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金
 - ㊷旧地共済法による障害年金
 - ㊸厚生年金保険法による遺族厚生年金（第3号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ㊹平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金
 - ㊺平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金
 - ㊻旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金

第3 留意点

「介護特別徴収対象者情報」「介護特別徴収依頼通知情報」「介護特別徴収依頼処理結果情報」の通知内容に変更はない。

第4 施行期日

平成27年10月1日

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御 璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第三百四十二号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条 第一項中「厚生年金保険法（以下「法」という。）を「法」に改め、同条第二項中「当該被保険者」の下に「（法）第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。」を「機構」という。）の下に「又は実施機関（法）第二條の五第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。」たる日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条を第一條の三とし、同條の前に次の二條を加える。

（法）第二條の五第二項の政令で定める事務及び実施機関

第一条 厚生年金保険法（以下「法」という。）第二條の五第一項第二号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる規定に係るものについては、同項第二号に定める者のうち当該各号に定める者が行うものとする。

一 次に掲げる規定 国家公務員共済組合

イ 法第二十一條から第二十四條まで、第二十四條の四、第八十一條の二及び第八十一條の二の二並びに法附則第四條の三

ロ 法第二十六條（第二号厚生年金被保険者（法）第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）に適用される場合に限る。）

ハ 法第七十八條の二、第七十八條の六及び第七十八條の八（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ニ 法第七十八條の四及び第七十八條の五（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ホ 法第七十八條の十四及び第七十八條の十六（第二号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七條第一項第三号に該当していたものに適用される場合に限る。）

二 法第二十八條、第八十一條、第一百條の二及び第一百條の三の二 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

三 次に掲げる規定 国家公務員共済組合連合会

イ 法第二十六條（第二号厚生年金被保険者に適用される場合を除く。）

ロ 法第七十八條の二、第七十八條の六及び第七十八條の八（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合を除く。）

ハ 法第七十八條の四及び第七十八條の五（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。）

ニ 法第七十八條の十四及び第七十八條の十六（第二号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七條第一項第三号に該当していたものに適用される場合を除く。）

ホ 第一号イ及び前号に掲げる規定並びに法第二十六條、第七十八條の二、第七十八條の四から第七十八條の六まで、第七十八條の八、第七十八條の十四及び第七十八條の十六以外の法の規定

るもの及び平成二十四年法律第六十三号附則第五十九条第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む)の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第五号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年法律第六十三号第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、「昭和三十三年法律第二百二十八号」の下に「以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百二十八号」という。」を、「組合員期間」の下に「当該退職共済年金の受給権者が、法律第二百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第二百十五号第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第二百二十八号」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「平成二十四年法律第六十三号附則第九十七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、「昭和三十三年法律第二百二十九号」の下に「以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百二十九号」という。」を加え、「同法第二十二條第一項」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九號第二十二條第一項」に、「同法第四十九條」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九號第四十九條」に、「同法第二十七條」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九號第二十七條」に、「同法第十三號」を「平成二十四年法律第六十三號第十三號」に、「同法第十五號」を「平成二十四年法律第六十三號第十五號」に、「同法第十五號」を「平成二十四年法律第六十三號第十五號」とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年法律第六十三號第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、「加入者期間」の下に「当該退職共済年金の受給権者が、法律第二百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第二百十五号第二條の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該加入者期間と当該第四号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。」を加え、同条を同条第九号とし、同条第六号中「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年法律第六十三號第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、「昭和三十七年法律第五十二號」の下に「以下この号において「平成二十四年改正前法律第五十二號」という。」を、「組合員期間」の下に「当該退職共済年金の受給権者が、法律第二百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第二百十五号第二條の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第三号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第五十二號」に、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」を「平成二十四年法律第六十三號附則第一百一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「昭和三十七年法律第五十三號」の下に「以下この号において「平成二十四年改正前法律第五十三號」という。」を加え、「同法第三十六條第一項」を「平成二十四年改正前法律第五十三號第三十六條第一項」に、「同法第五十二條」を「平成二十四年改正前法律第五十三號第五十二條」に、「同法第五十九條」を「平成二十四年改正前法律第五十三號第五十九條」に、「同法第六十六條」を「平成二十四年改正前法律第五十三號第六十六條」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八 平成二十四年法律第六十三号附則第六十五條第一項の規定に基づく退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)及び障害共済年金

第一條第五号の次に次の一号を加える。

六 平成二十四年法律第六十三号附則第四十一條第一項の規定に基づく退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)及び障害共済年金

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十九條 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等の一部を改正する政令(昭和六十一年政令第三百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六條中「管掌者」を「実施者」に改める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第二十條 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第四條の二第二項第二号中「第二十四條の三第一項後段」を「第二十四條の四第一項後段」に改める。

(国民年金基金令の一部改正)

第二十一條 国民年金基金令(平成二年政令第三百四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中「すべて」を「全て」に、「第五條第二項」を「第五條第一項」に改め、同条第二項中「第五條第二項」を「第五條第一項」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第十二條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「第五條第二項」を「第五條第一項」に改める。

第三條第一項及び第四條第三号中「附則第八條第二項各号に掲げる期間」を「附則第八條第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。

第六條第二項中「第五條第五項」を「第五條第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第八條第一項中「第五條第三項」を「第五條第二項」に改める。

(介護保険法施行令の一部改正)

第十三條 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第五号から第十号までを削り、同条第二項第三号を第十一号とし、第二号を第十号とし、第一号の次に次の八号を加える。

一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)以下この項及び第四十二條において「平成二十四年一元化法」という。

二 附則第三十七條第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

三 平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十五号)以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(第四十二條において「旧国共済法」という。)及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

七 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(第四十二條において「旧地共済法」という。)及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

八 平成二十四年一元化法附則第七十九條に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

るもの及び平成二十四年法律第六十三号附則第五十九条第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む)の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第五号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年法律第六十三号第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、「昭和三十三年法律第二百二十八号」の下に「以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百二十八号」という。」を、「組合員期間」の下に「当該退職共済年金の受給権者が、法律第二百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第二百十五号第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第二百二十八号」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「平成二十四年法律第六十三号附則第九十七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、「昭和三十三年法律第二百二十九号」の下に「以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百二十九号」という。」を加え、「同法第二十二條第一項」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九號第二十二條第一項」に、「同法第四十九條」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九號第四十九條」に、「同法第二十七條」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九號第二十七條」に、「同法第十三號」を「平成二十四年法律第六十三號第十三號」に、「同法第十五號」を「平成二十四年法律第六十三號第十五號」に、「同法第十五號」を「平成二十四年法律第六十三號第十五號」とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年法律第六十三號第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、「加入者期間」の下に「当該退職共済年金の受給権者が、法律第二百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第二百十五号第二條の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該加入者期間と当該第四号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。」を加え、同条を同条第九号とし、同条第六号中「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年法律第六十三號第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、「昭和三十七年法律第五十二號」の下に「以下この号において「平成二十四年改正前法律第五十二號」という。」を、「組合員期間」の下に「当該退職共済年金の受給権者が、法律第二百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第二百十五号第二條の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第三号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第五十二號」に、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」を「平成二十四年法律第六十三號附則第一百一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「昭和三十七年法律第五十三號」の下に「以下この号において「平成二十四年改正前法律第五十三號」という。」を加え、「同法第三十六條第一項」を「平成二十四年改正前法律第五十三號第三十六條第一項」に、「同法第五十二條」を「平成二十四年改正前法律第五十三號第五十二條」に、「同法第五十九條」を「平成二十四年改正前法律第五十三號第五十九條」に、「同法第六十六條」を「平成二十四年改正前法律第五十三號第六十六條」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八 平成二十四年法律第六十三号附則第六十五條第一項の規定に基づく退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)及び障害共済年金

第一條第五号の次に次の一号を加える。

六 平成二十四年法律第六十三号附則第四十一條第一項の規定に基づく退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)及び障害共済年金

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十九條 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等の一部を改正する政令(昭和六十一年政令第三百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六條中「管掌者」を「実施者」に改める。

九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(第四十二条において「旧私学共済法」という。)による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

第四十二条第五号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第七号中「障害厚生年金」の下に「政府が支給するものに限る。」を加え、同条第十一号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十二号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十四号中「遺族厚生年金」の下に「政府が支給するものに限る。」を加え、同条第十七号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十八号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三十八号を同条第四十八号とし、同条第三十七号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金
第四十二条第三十六号を同条第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十五 厚生年金保険法による遺族厚生年金(第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

第四十二条第三十五号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金
第四十二条第三十四号を同条第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 厚生年金保険法による障害厚生年金(同法第二条の五第一項に規定する実施機関(同項第三号に定める者)に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という。)が支給するものに限る。)

第四十二条第三十三号を同条第三十九号とし、同条第三十二号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第三十一号を同条第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
三十七 厚生年金保険法による遺族厚生年金(第四号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

第四十二条第三十号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第二十九号を同条第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。
三十四 厚生年金保険法による障害厚生年金(同法第二条の五第一項に規定する実施機関(同項第四号に定める者)に限る。第三十七号において「第四号厚生年金実施機関」という。)が支給するものに限る。)

第四十二条第二十八号を同条第三十二号とし、同条第二十三号から第二十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金
第四十二条第二十一号を同条第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。
二十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金(第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

第四十二条第二十号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金
第四十二条第十九号の次に次の一号を加える。

二十 厚生年金保険法による障害厚生年金(同法第二条の五第一項に規定する実施機関(同項第二号に定める者)に限る。第二十四号において「第二号厚生年金実施機関」という。)が支給するものに限る。)

第二十四号 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。
第六号第一号及び第三十五号第三号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。
(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正)

第二十五条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成十三年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。
第三号第一項中「以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。」を削り、同項第二号中「第九号、第二十号第一項及び」を削り、同項第三号中「第二十三号第一項」を「第二十三号第八項」に、「平成八年厚生年金等改正法第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十九号第一項及び第二項、第八十号第一項、第八十七号第一項並びに附則第十二条の七の四第二項及び第三項、第十二条の八第八項並びに第十二条の八の三第一項及び第五項」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号。以下この項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。第五十一条第一項に改め、同項第四号中「第二十三号第三項」を「第二十四号第三項」に、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号) 附則第二十条第四項」を「平成二十七年国共済経過措置政令第五十一条第二項から第四項まで」に改め、同項第五号中「第二十四号第一項」を「第二十六号第三項」に、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十六条第一項及び第二項、第三十九号、第四十四号第一項並びに第四十五号第一項」を「平成二十七年国共済経過措置政令第四十九号」に改め、同条第二項中「第二十四号第三項」を「第二十四号第六項」に改める。

(確定給付企業年金法施行令の一部改正)
第二十六号 確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)の一部を次のように改正する。
第四条第一号、第六号の見出し並びに第五十三号第二項及び第五項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。
(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正)

第二十七条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令(平成十四年政令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条の表廃止前農林共済法の項中

第二十二 第三十八号第一項、第四十号第一項又は第四十八号	平成十三年統合法附則第四十五条第三項において準用する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第五十条の二第一項又は平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第六十二条第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第三十四号) 附則第七十三
------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------